

食料・農業・農村基本計画の目標・KPIの検証 (農村の振興)

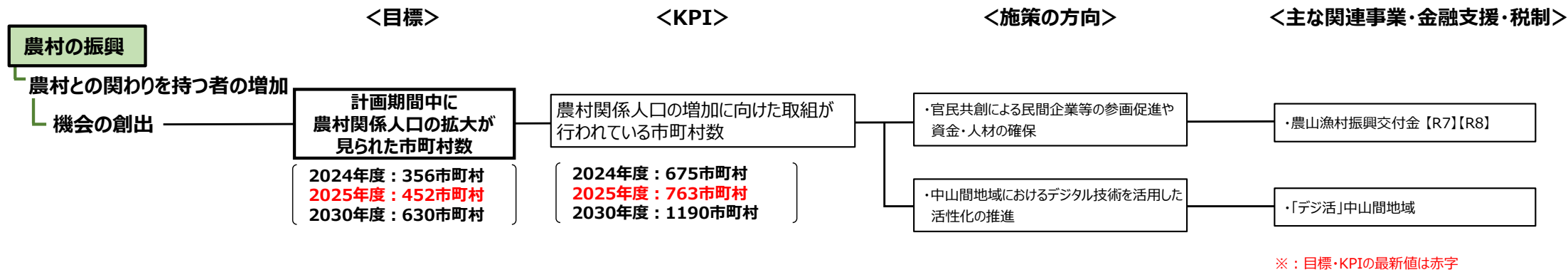
令和 8 年 6 月
農林水産省

目次

(1)	多様な人材が農村に関わる機会の創出	-----	2
(2)	経済面の取組（所得と雇用機会の創出）	-----	6
(3)	生活面の取組（人が住み続けるための条件整備）	-----	10
(4)	地域の共同活動の促進	-----	14
(5)	中山間地域等の振興	-----	14
(6)	鳥獣被害対策	-----	18

(1) 多様な人材が農村に関わる機会の創出

(1) 多様な人材が農村に関わる機会の創出

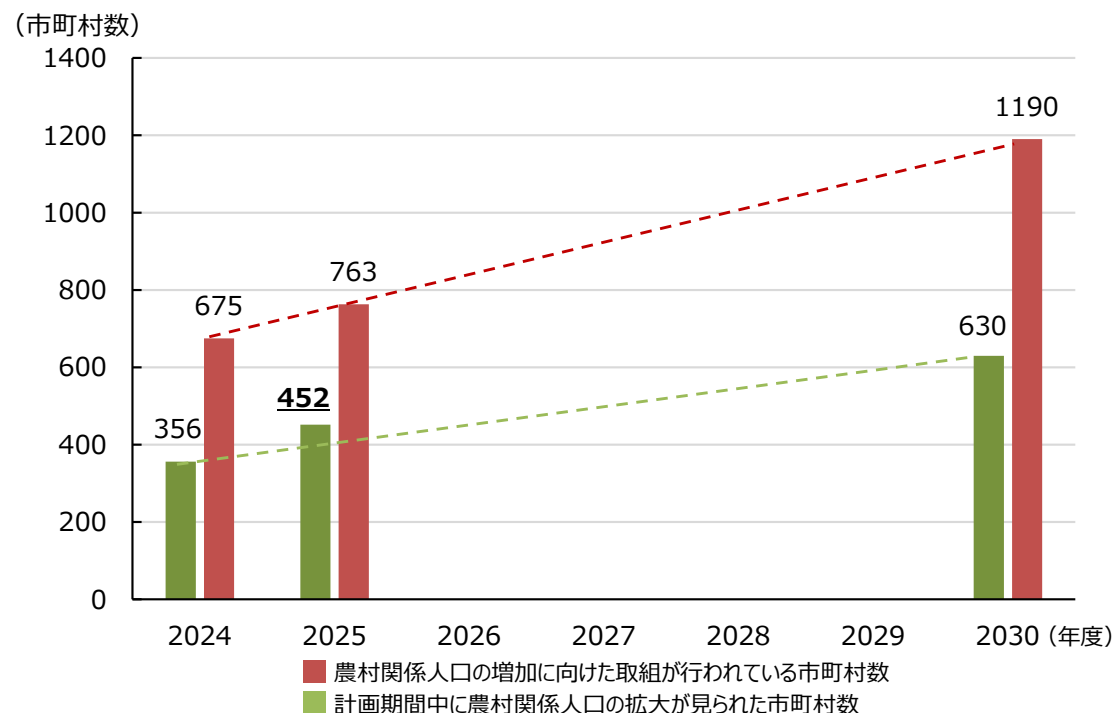


現状分析（目標の達成状況）

（目標：計画期間中に農村関係人口の拡大が見られた市町村数）

- 農村関係人口の拡大を図るため、官民共創の仕組みによる民間企業等の参画促進や、中山間地域におけるデジタル技術の活用などの取組を推進。
- その結果、目標である農村関係人口の拡大が見られた市町村数は、前年度から96市町村増加し、**2025年度は452市町村**（図1-1）。
- 2030年目標に向けて順調に推移**しているものの、人口の増加に向けた取組が行われても人口の拡大につなげていない市町村が存在していることも踏まえ、引き続き農村関係人口の拡大に向けて取り組むべき状況。

図1-1 農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数（KPI）
計画期間中に農村関係人口の拡大が見られた市町村数（目標）



資料：各市町村における農村関係人口の創出・拡大を図るための取組の実施状況に係るアンケート調査を基に農林水産省作成
注：数値は2025年12月時点

(1) 多様な人材が農村に関わる機会の創出

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

KPIである農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数は、2025年は763市町村と前年度より88市町村増加（前頁図1-1）。順調に推移しているものの、**人口の増加に向けた取組が行われても人口の拡大が見られていない市町村もある**ため、一層取組を推進すべき状況。主な施策の取組状況については以下のとおり。

○ 民間企業等の参画促進や資金・人材の確保

- ・ **民間企業の活力を取り込み**、農山漁村の現場における課題解決を図るため、2025年2月に「農山漁村経済・生活環境創生プロジェクト」を開始。**地方銀行が中間支援組織**となって、民間企業と課題を抱える農山漁村地域（市町村・協議会等）をマッチング、技術や知見を共有して**課題解決を図る案件形成拠点の創設**（図1-2）を推進することで、農村関係人口の拡大を図っているところ。
- ・ 案件形成拠点による取組の対象地域**市町村のうち65%**が、**農村関係人口の増加に向けた取組が行われていると回答**（図1-3）しており、案件形成拠点の創設はKPIである『農村関係人口の増加に向けた取組が行われている市町村数』の増加に一定程度寄与していると考えられる。一方、**農村関係人口の拡大が見られたと回答した市町村の割合は38%**と低水準に留まっている。本取組は始まって間もなく、農村関係人口の拡大につながる効果が十分に出ていない可能性。

○ 中山間地域におけるデジタル技術を活用した活性化の推進

- ・ 2023年度より、「**デジ活**」中山間地域※の取組により、**課題解決を図ることを目指す地域に農林水産省職員を派遣**。課題やニーズを聞き取り、課題解決に資する施策を紹介すること等を通じて、**地域内外の多様な人材を巻き込んだ課題解決を推進**。2025年度は24地域が登録され、2027年度までに150地域以上の登録を目指して登録地域の増加を図っている。

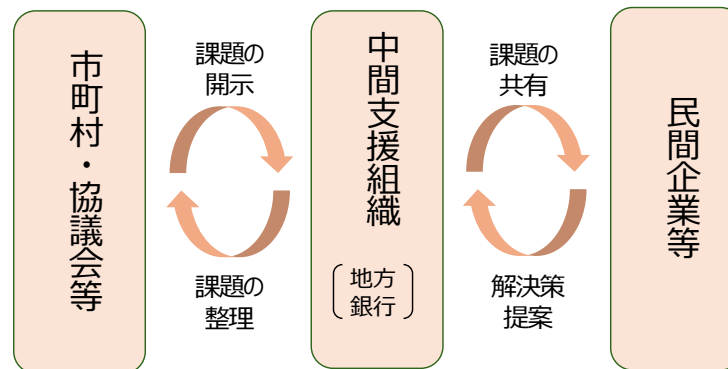
※ 中山間地域等で、地域資源とデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら人口減少や高齢化、農業や生活サービス、交通などの社会課題の解決と地域活性化を図る関係人口拡大に資する取組。

- ・ 「デジ活」中山間地域が含まれる**市町村のうち、65%**がKPIである農村関係人口の増加に向けた取組が行われていると回答しており、「デジ活」中山間地域の取組は**KPI増加に一定程度寄与している**と考えられる。一方、農村関係人口の拡大が見られたと回答した市町村は40%に留まっており（図1-3）、「デジ活」中山間地域は、**具体的な支援策や事業の実施に十分につなげられておらず、農村関係人口の拡大の効果が出ていない可能性**。

図1-2 地方銀行を中間支援組織とした案件形成拠点の創設（仕組みと実績）

民間企業と課題を抱える市町村・協議会等をマッチング、民間企業が有する知見や技術を導入することで民間企業の人材が農山漁村地域に継続的に関わるなど、地域の課題解決を図る案件を形成。農村関係人口の増加につながっている。

【仕組み】



【実績】 2024年度：1地域（案件形成5件）
2025年度：10地域（案件形成31件）

注：案件形成とは、次年度以降も継続的に地域内の課題解決に取り組んでいくため資金面も含む共創の方向性への合意形成ができている、または今年度中に実証や実証効果が完了している件数

図1-3 農村関係人口の増加に向けた主な施策と目標・KPIとの関係

施策	(KPI) 農村関係人口の増加に向けた 取組が行われていると回答		(目標) 農村関係人口 の拡大が見られたと回答	
	市町村数	%	市町村数	%
案件形成拠点が設立され 地域内の課題解決に向けて 取組が進んでいる市町村 (10地域：37市町村)	24	65%	14	38%
「デジ活」中山間地域 が含まれる市町村 (100市町村)	65	65%	40	40%

資料：各市町村における農村関係人口の創出・拡大を図るための取組の実施状況に係るアンケート調査を基に農林水産省作成

(1) 多様な人材が農村に関わる機会の創出

目標達成に向けて克服すべき課題

- 民間企業等の参画促進や資金・人材の確保
 - ・ 地方銀行が中間支援組織となって地域の課題解決を図るための**案件形成拠点の創設を推進**しているところであるが、**現時点で10地域での設立に留まっており、取組地域を拡大していく必要**。
 - ・ 農山漁村地域の共通課題である**少子高齢化による人手不足や技術・ノウハウ等の喪失に対応**するためには、地域内外の企業と連携した農村関係人口の拡大により、地域に不足する**人材・資金の確保と新たな技術の導入につなげていく官民共創の取組を推進**する必要。
- 中山間地域におけるデジタル技術を活用した活性化の推進
 - ・ 「デジ活」中山間地域の取組では、関係省庁が連携して登録された地域の課題解決をサポートしていく必要があるが、**地域の人材・資金不足により具体的な支援策や事業の実施につなげられていない地域もあり、実行段階への移行に課題**。



課題への対応方向

- 民間企業等の参画促進や資金・人材の確保
 - ・ **案件形成拠点の設置を全国に拡大し、具体的な案件形成を進めていく**。
 - ・ **人手不足の補完にはAIやICT、ドローン等の新たな技術の導入が必要**となることから、地方銀行が中間支援組織となって地域の課題解決を図る**案件形成拠点を活用し、農村関係人口の拡大を通じた官民共創による新たな技術導入を図るモデルの普及を検討**。
- 中山間地域におけるデジタル技術を活用した活性化の推進
 - ・ 「デジ活」中山間地域に登録する地域のうち、具体的な支援の実績がない地域に対して、**地方銀行が中間支援組織となって地域の課題解決を図る案件形成拠点への積極的な参加を促進**する。また、地域を訪問する**農林水産省職員を通じて、活用可能な関係省庁の施策や優良事例の紹介だけでなく、解決策の提案を行うことで、具体的な支援策や事業の実施につなげていく**。

(2) 経済面の取組 (所得と雇用機会の創出)

(2) 経済面の取組（所得と雇用機会の創出）

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

農村の振興

農村との関わりを持つ者の増加

経済面の取組

農村地域において
創出された付加価値額

2022年度：18兆円
2023年度：20.5兆円
2024年度：21.8兆円(暫定値)*
2030年度：22兆円

*：暫定値は、2026年3月末時点までに入手可能な統計データを元に算定。（その際、2024年度のデータが入手できないものについては、2023年度のデータを用いて算定。）

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合

2023年度：68%
2024年度：69%
2030年度：78%

農泊地域での年間延べ宿泊者数

2023年度：794万人泊
2024年度：868万人泊
2030年度：1,200万人泊

農泊地域における宿泊等の売上額

2023年度：1,223億円
2024年度：1,598億円
2030年度：2,200億円

農福連携等の取組主体数

2023年度：7,179件
2024年度：8,277件
2030年度：12,000件

・多様な地域資源の活用や、多様な主体の参加により付加価値の創出を図る取組の推進

・農泊の実施体制の構築、農山漁村への誘客促進、高付加価値化に資する取組の推進

・農福連携に係る地域協議会の拡大、取組の意義や効果の理解促進

・農山漁村振興交付金のうち地域資源活用価値創出対策【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】

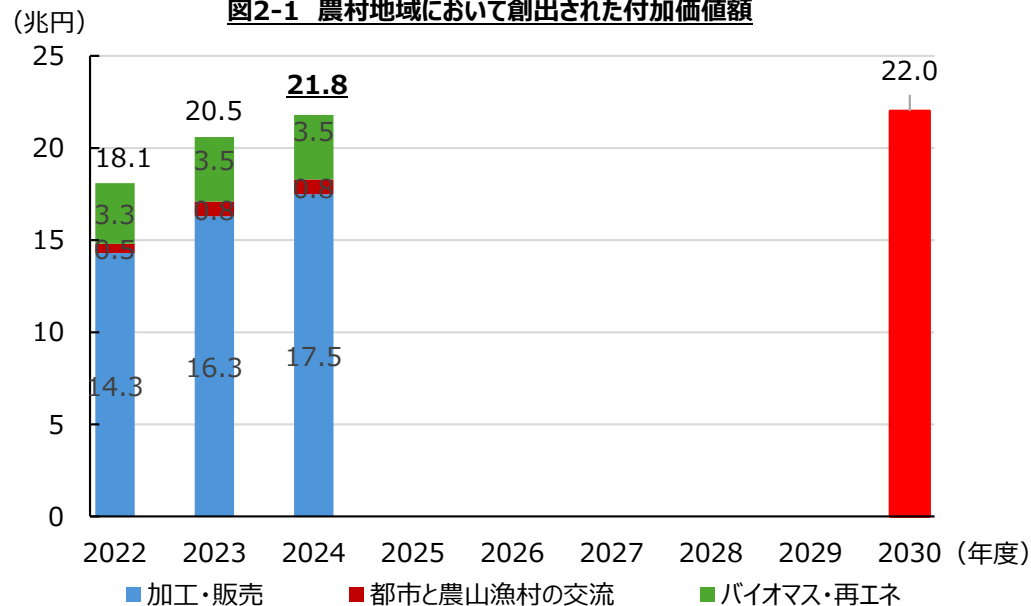
*：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標：農村地域において創出された付加価値額）

- ・ 農村地域において創出された付加価値額は、食品・非食品の加工・販売、農泊や観光農園等、農林水産物に限らない多様な地域資源を活用した経済活動により生じた付加価値額で構成される。付加価値額を増加させるためには、**6次産業化、農泊、農福連携**など農村の地域資源を活用する取組を推進することが重要。
- ・ 2024年度の農村地域において創出された付加価値額は、前年度比1.3兆円増の**21.8兆円（暫定値）**（図2-1）。農産物加工・販売施設整備の支援や農泊の宿泊単価の向上（高付加価値化）等、付加価値額を増加させる取組を引き続き実施していることに加え、インバウンド（訪日外国人数）は増加し、日本人の国内旅行消費額・旅行者数も増加している（旅行・観光消費動向調査より）こと等を踏まえると、2025年度の付加価値額は同程度以上になるものと見込まれる。
- ・ **2030年目標に向けて順調に推移しているものの**、農村地域における人口減少や高齢化による生産者の減少や労働力不足などの課題を踏まえ、**農村地域において創出された付加価値額を向上させるための取組を引き続き推進すべき状況。**

図2-1 農村地域において創出された付加価値額



資料：『令和7年度「農村地域において創出された付加価値額」の算出委託事業』実績を基に農林水産省作成
注：2024年度は暫定値

(2) 経済面の取組 (所得と雇用機会の創出)

現状分析 (施策の進捗状況・有効性)

○ 多様な地域資源の活用や、多様な主体の参画により付加価値の創出を図る取組の推進

KPIである付加価値額向上に取り組む事業体の割合は、2024年度は69%（前年比1ポイント増）（図2-2）。2030年目標に向けて施策の改善を図りつつ推進していく必要。主な施策の取組状況は以下のとおり。

- ・ 農山漁村振興交付金を活用して地域の農林水産物を原材料に使用した新商品の開発や加工・販売施設の整備等、地域資源を活用した付加価値額の向上に取り組む事業体を支援。同交付金を活用して施設を新設した事業体では、支援の実施前後（2022年度から2024年度）で雇用者数が約6割増加するなど、新たな雇用の創出や付加価値の向上につながっている。
- ・ 2025年度は引き続き、新商品開発・販路開拓、加工・販売施設整備や専門家派遣により、販売不振などの経営上の課題について解決を図っているところ。特に専門家派遣については、販売が伸び悩んでいる地域を重点的に支援する等、サポート体制を強化していることから、KPIは増加すると見込まれる。

○ 農泊の実施体制の構築、農山漁村への誘客促進、高付加価値化に資する取組の推進

KPIである農泊地域での年間延べ宿泊者数は2024年度は868万人泊（前年比109%）（図2-3）、また、農泊地域における宿泊等の売上額は2024年度は1,598億円（前年比131%）（図2-4）。2030年目標に向けて順調に推移。主な施策の取組状況は以下のとおり。

- ・ 2025年度は引き続き、農山漁村特有の地域資源を活用した、GI製品を使用した料理や農作業等の体験プログラムの作成、商談会への出展やプロモーション等を通じて農山漁村への誘客を支援しており、インバウンドの増加等に伴い農泊地域への旅行者も増加する傾向を踏まえると、いずれのKPIも増加すると見込まれる。

○ 農福連携に係る地域協議会の拡大、取組の意義や効果の理解促進

農福連携は、障害者等の社会参画を通じた地域農業の振興により、農村地域での付加価値の創出につながる取組であり、KPIである農福連携等の取組主体数は、2024年度末時点で8,277件（前年比115%）（図2-5）。2030年目標に向けて順調に推移。主な施策の取組状況は以下のとおり。

- ・ トイレや休憩施設等の障害者が働きやすい環境の整備や、障害者に応じた生産行程管理等についてアドバイス可能な専門人材（農福連携技術支援者）の育成研修の実施（図2-6）等を支援することでKPIの増加に一定程度寄与。
- ・ 2025年度は、農業経営体と障害者就労施設のマッチング等を行う地域協議会向けに、農福連携の推進のために行うワークショップの開催や活動計画の策定等への支援の強化を図った結果、各地域におけるマッチングや推進方策の策定等が進展。また、先進的な事業者を招いた官邸における交流会開催等を通じて、国民理解の醸成が進んでおり、KPIは増加すると見込まれる。

図2-2 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合

年度	2023	2024	2030
施策を実施した事業体数	152	185	-
付加価値額が向上した事業体数	104	127	-
割合(%)	68	69	78

資料：農山漁村振興交付金の実績等を基に農林水産省作成
注：農山漁村振興交付金の事業等で施策を実施し、付加価値額向上に取り組んだ事業体数と、それに伴い付加価値額が向上した事業体数を各年度でカウントし算出

図2-3 農泊地域での年間延べ宿泊者数の推移

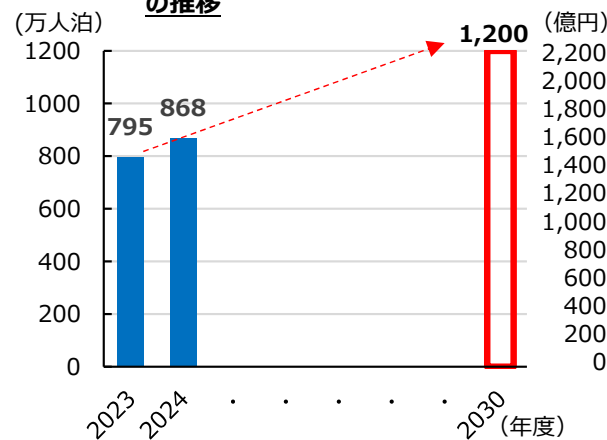
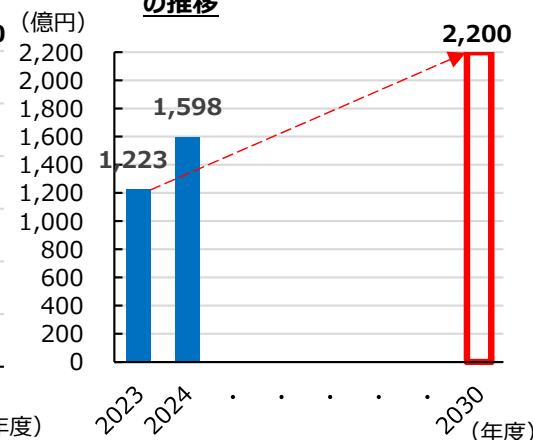
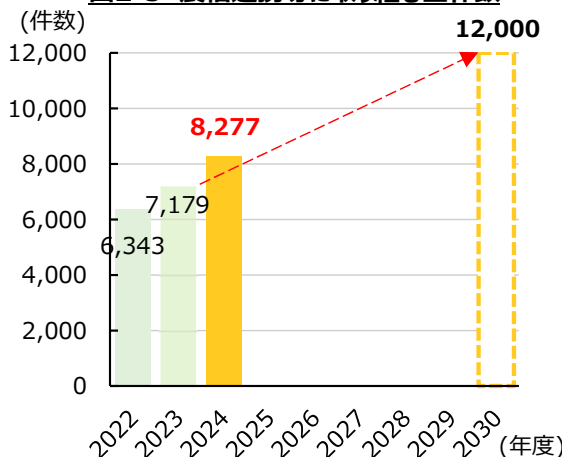


図2-4 農泊地域における宿泊等の売上額の推移



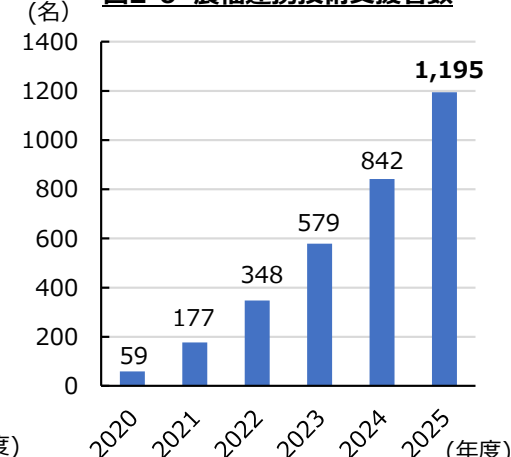
資料：農林水産省「農泊地域における令和6年度実績調査（2025年10月実施）」を基に作成
注：各年度末時点の数値

図2-5 農福連携等に取り組む主体数の推移



資料：農林水産省「令和6年度末時点における農福連携等取組主体数調査（2025年3月実施）」を基に作成
注：各年度末時点の数値

図2-6 農福連携技術支援者数の推移



資料：農林水産省が認定した農福連携技術支援者研修修了者数（都道府県において実施した同研修を含む）を基に農林水産省作成

(2) 経済面の取組 (所得と雇用機会の創出)

目標達成に向けて克服すべき課題

- 多様な地域資源の活用や、多様な主体の参画により付加価値の創出を図る取組の推進
 - ・ 地域の農産物を活用して営む加工業においては、高齢化による**生産者の減少を背景に**、農産物の収穫量・品質が不安定となり**加工原材料が不足**する傾向が見られる。その他、多様な地域資源を活用して付加価値の向上に取り組む事業者の一部においては、受注量の減少、販路の縮小、新規顧客の獲得に苦戦するなど、**販売が伸び悩んでいる状況**。
- 農泊の実施体制の構築、農山漁村への誘客促進、高付加価値化に資する取組の推進
 - ・ 農泊地域における宿泊等の売上額及び年間延べ宿泊者数は増加傾向にあるが、これをさらに加速していくためには、国内旅行者の多くが休日等の繁忙期に旅行を実施する傾向を踏まえ、**平日等の閑散期の誘客を強化し、農泊地域の宿泊施設を最大限活用**していくことが重要。
 - ・ このため、インバウンドを積極的に誘客していくほか、学校や企業などを対象として、**多様な農山漁村へのニーズに対応した誘客が必要**。
- 農福連携に係る地域協議会の拡大、取組の意義や効果の理解促進
 - ・ 農福連携等の取組主体を継続的に増加させるためには、引き続き、農福連携の取組を進めるための地域協議会の拡大や、**ノウフクの日（11月29日）、ユニバーサル農園等**を通じて、引き続き企業・消費者も巻き込みつつ**農福連携の意義や効果の理解促進を図る必要**。

課題への対応方向

- 多様な地域資源の活用や、多様な主体の参画により付加価値の創出を図る取組の推進
 - ・ 生産者の減少による加工原材料不足については、**生産者間の連携による加工原材料の融通等**により解決を図るほか、**経営改善に向けた専門家派遣**、消費者ニーズに応じた**新商品開発・販路開拓**、農林水産物の高付加価値化を図る**加工・販売施設整備の支援**を推進することにより販売の伸び悩みの改善を図る。
- 農泊の実施体制の構築、農山漁村への誘客促進、高付加価値化に資する取組の推進
 - ・ 農山漁村や地元食材等の地域資源を活用した、インバウンドにも訴求する**「食」を起点とした長期滞在プランの作成**や、多言語でのプロモーション等の推進により農山漁村への誘客につなげる。加えて、探究型学習を含む教育旅行や、地域貢献や人材育成に意欲的な**企業を対象とした団体研修等の受入拡大**による宿泊施設の稼働率向上により、**地域の課題解決にも資する多様な関係人口の呼び込みと更なる誘客促進の両立**を図る。
- 農福連携に係る地域協議会の拡大、取組の意義や効果の理解促進
 - ・ 関係省庁等と連携し、農業経営体と障害者就労施設のマッチング等を行う**地域協議会の拡大**、新たなビジネスチャンスや付加価値の創出につながる**農福連携の取組等への企業の参画**や、様々な機会を捉えた**農福連携の国民理解の醸成**等を推進。

(3) 生活面の取組（人が住み続けるための条件整備）

(3) 生活面の取組（人が住み続けるための条件整備）

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

農村の振興

農村と関わりを持つ者の増加

生活面の取組

計画期間中に農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数

2024年度：314市町村
2025年度：394市町村
2030年度：540市町村

中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合

2024年度：7%
2025年度：10%
2030年度：25%

・集落機能を維持する取組を行う農村RMOの形成

・農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策（農村RMO形成推進事業を含む）【R7（R6補含む）】【R8（R7補含む）】

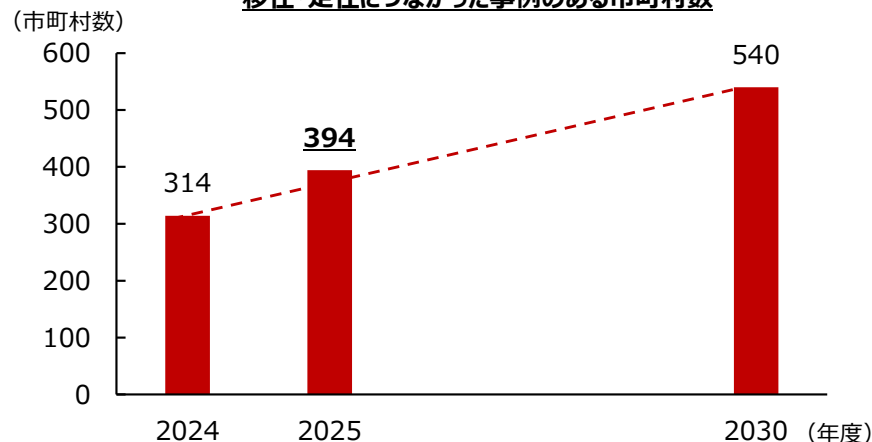
※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標：計画期間中に農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数）

- 農村では高齢化や人口減少が都市部に先行して進行し、農村内部の人口のみでは地域社会の維持が困難な状況であることから、農用地の保全に加えて生活支援などを行う地域運営組織（農村RMO）の形成などを推進することで農村に人が住み続けるための条件整備を図り、農村地域への移住・定住につなげているところ。
- 目標である農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数は、前年度から80市町村増加し、2025年度は394市町村（図3-1）。市町村を対象としたアンケート調査では、農村RMOを形成した市町村の49%が農村関係人口拡大の取組が移住・定住につながったと回答をしているのに対し、農村RMOを形成していない市町村の上記回答は28%に留まっていること（図3-2）から、農村RMOの形成は農村関係人口の移住・定住につながり得る手段であり、目標増加に一定程度寄与していると考えられる。
- 2030年目標に向けて順調に推移しているが、小規模な集落は集落活動の実施率が低下することで、農村地域への移住・定住につながらなくなる恐れがあるため、基礎自治体である市町村の関与の下、集落活動の継続性を確保し、農村地域への移住・定住につなげる取組を一層推進する必要。

図3-1 計画期間中に農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数



資料：各市町村における農村関係人口の創出・拡大を図るための取組の実施状況に係るアンケート調査を基に農林水産省作成
注：数値は2025年12月時点

図3-2 移住・定住につなげるための主な施策と目標との関係

施策	(KPI) 計画期間中に農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながったと回答	
	市町村数	%
農村RMOを形成している市町村 (69市町村)	34	49%
農村RMOを形成していない市町村 (1021市町村)	283	28%

資料：各市町村における農村関係人口の創出・拡大を図るための取組の実施状況に係るアンケート調査を基に農林水産省作成
注：施策に取り組む市町村数は、2025年度に上記アンケート調査に回答した市町村数

(3) 生活面の取組 (人が住み続けるための条件整備)

現状分析 (施策の進捗状況・有効性)

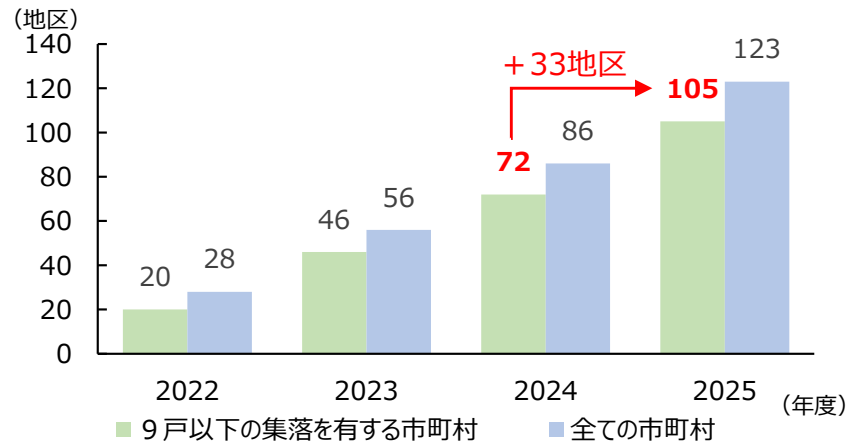
○ 集落機能を維持する取組を行う農村RMOの形成

KPIである中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村(811市町村)のうち、農村RMOが活動している市町村の割合は、前年度から3ポイント増加し、**2025年度は10%まで増加**(図3-3)。**2030年目標に向けて順調に推移しているが**、農村地域における高齢化や人口減少の急激な進展を踏まえ、更に取り組を推進していく必要。主な施策の進捗状況は以下のとおり。

- 2022年度より農用地保全や地域資源の活用、生活支援のあり方に係る将来ビジョンの作成やビジョンに基づく調査・実証等、**農村RMOの形成につなげる取組を支援**するとともに、中間支援組織の育成や運営体制づくりなど実施地区への支援を行う**伴走支援体制の都道府県単位での構築**や、優良事例の共有を行う**全国プラットフォームの運営**などにより、**農村RMOの形成を推進**。
- 2025年度は、中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村※において**33地区(累計105地区)の農村RMOを形成**するとともに(図3-4)、**累計20の府県で伴走支援体制を構築**(図3-5)。**2025年度までに伴走支援体制を構築した20府県**においては部局横断的なチームを形成し、実施地域の実情に応じてきめ細やかに助言・指導することで、56市町村が農村RMOを形成しているのに対し、伴走支援体制を構築していない27都道府県においては27市町村に留まっており(図3-6)、KPIである農村RMOが活動している市町村数の増加に寄与していると考えられる。

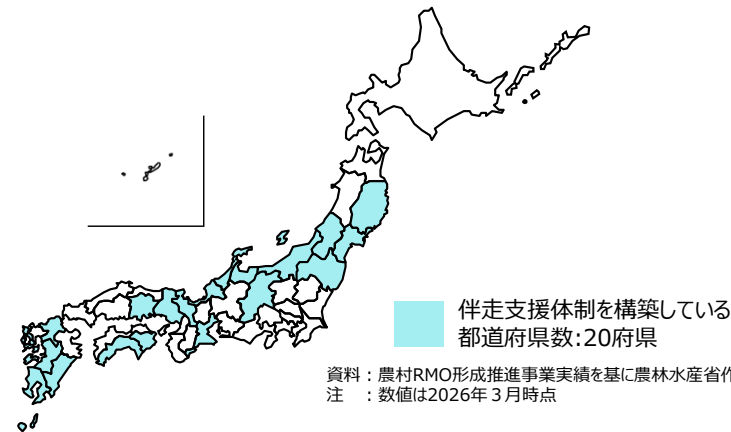
※ 集落の総戸数が9戸以下になると、農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下する傾向があり、中山間地域では9戸以下の集落の割合が増加していることから、中山間地域で総戸数が9戸以下の集落における農村RMOの形成が特に重要。

図3-4 2022年度以降の中山間地域における農村RMOの形成状況(累計地区数)



資料：農村RMO形成推進事業実績を基に農林水産省作成
 注1：数値は2026年3月時点
 注2：「9戸以下の集落を有する市町村」は、中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村における実施地区

図3-5 農村RMO形成推進事業による伴走支援体制の構築状況(都道府県数)



資料：農村RMO形成推進事業実績を基に農林水産省作成
 注：数値は2026年3月時点

図3-3 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合(KPI)

(年度)	2024	2025
農村RMOが形成された9戸以下の集落を有する市町村の割合(%、A/B)	7	10
農村RMOが形成された9戸以下の集落を有する市町村数(A)	55	83
9戸以下の集落を有する全国の市町村数(B)	811	

資料：農村RMO形成推進事業実績を基に農林水産省作成
 注1：数値は2026年3月時点
 注2：「9戸以下の集落を有する市町村」は、中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村

図3-6 農村RMO形成推進事業による伴走支援体制の構築と農村RMOが形成された9戸以下の集落を有する市町村数(2025年度末)

都道府県の伴走支援体制構築の有無	都道府県数	農村RMOが形成された9戸以下の集落を有する市町村数
有	20	56
無	27	27
合計	47	83

資料：農村RMO形成推進事業実績を基に農林水産省作成
 注1：数値は2026年3月時点
 注2：「9戸以下の集落を有する市町村」は、中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村

(3) 生活面の取組（人が住み続けるための条件整備）

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 集落機能を維持する取組を行う農村RMOの形成

- ・ 伴走支援体制を構築した都道府県では、農村RMOが形成される市町村数は多くなる傾向にあり、**伴走支援体制の整備は重要**。一方で、伴走支援体制の構築に取り組む都道府県の数は拡大しているものの、**体制構築の動きが見られていない都道府県が存在**。
- ・ **農村RMOの活動**は、農用地保全活動に留まらず、地域資源の活用や生活支援も含まれることから、**持続可能な体制にするためには、農業関係者に加え、女性や若者などの多種多様な人材も巻き込んでいく必要**。
- ・ 農村RMOの活動を地域に定着させるためには、地域住民の理解醸成や担い手の確保、役割分担の整理などに**一定の期間を要することに留意が必要**。また、小規模集落における集落活動の実施率低下を防ぐためには、**基礎自治体である市町村の関与の下、複数集落での共同の取組体制や活動の継続性を確保する必要**。



課題への対応方向

○ 集落機能を維持する取組を行う農村RMOの形成

- ・ 引き続き中間支援組織の育成等を通じた**都道府県レベルの伴走支援体制の構築を働きかけ**、農村RMOの形成に向けた地域の関係者間の円滑な調整を図る。
- ・ **農村RMO形成推進事業**において、**農村RMOの活動に参画する構成員の種類数**（集落協定、婦人会・PTA、社会福祉協議会等）に応じて**優先採択の対象とするインセンティブ措置を講じ、多種多様な人材も巻き込んだ形で農村RMOの形成を推進**（2026年度に試行）。
- ・ 活動の定着・継続に向けて、**事業実施期間の上限を従来の3年間から4年間に延長するとともに、活動継続計画の策定や市町村等と連携する取組を推進**（2026年度に農村RMO形成推進事業を拡充）。

- (4) 地域の共同活動の促進**
- (5) 中山間地域等の振興**

(4) 地域の共同活動の促進、(5) 中山間地域等の振興

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

農村の振興

地域の共同活動の促進

地域の共同活動の促進による
農業生産活動の継続

中山間地域等の振興

中山間地域等の振興

農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化
に取り組む組織の割合

2023年度：－ 2025年度：6% (暫定値) ※1 2030年度：50%

中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う
小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合

2023年度：－ 2025年度：21% (暫定値) ※2 2030年度：50%

※1：2025年12月末時点
※2：2026年5月末時点

・共同活動を行う組織の体制強化

・多面的機能支払制度

・中山間地域等直接支払制度

※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析 (目標の達成状況)

(目標：地域の共同活動の促進による農業生産活動の継続、中山間地域等の振興)

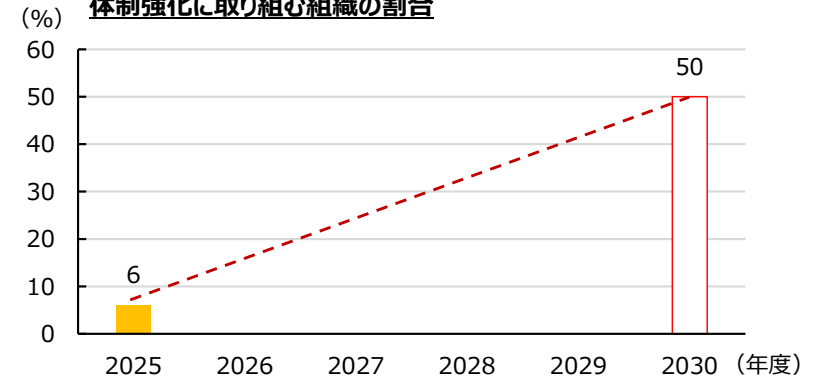
- 農地の保全に資する地域の共同活動については、日本型直接支払制度（多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度等）により支援しているが、活動参加者の減少や高齢化による組織の弱体化により、地域の共同活動やそれに伴う事務作業などの継続が困難となるおそれがあることから、組織の体制強化を推進。

(KPIの進捗状況)

- 2025年度より、多面的機能支払制度において農地・水路等の保全管理の共同活動を行う組織の体制強化を支援したため、KPIである農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合は2025年度（暫定値）は6%（図4-1）。
- また、2025年度より、中山間地域等直接支払制度において中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う組織の体制強化を支援したことから、KPIである中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合は2025年度（暫定値）は21%（図4-2）。

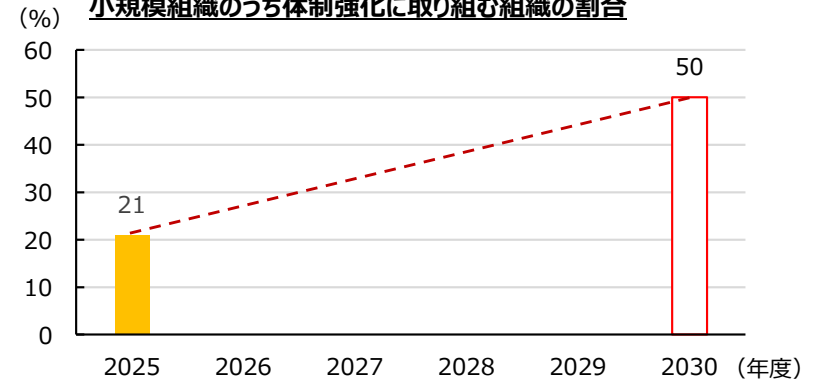
地域の共同活動を行う組織の体制強化の取組は緒に就いたところであり、2030年目標に向けて、引き続き、同取組の推進により農業生産活動の継続、中山間地域等の振興を図るべき状況。

図4-1 農地・水路等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合



資料：多面的機能支払交付金の事業実績を基に農林水産省作成
注1：多面的機能支払交付金における20ha未満の活動組織のうち体制強化に取り組む活動組織の割合
注2：2025年度の値は、2025年12月末時点の値を暫定値として記載

図4-2 中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合



資料：農林水産省「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」を基に作成
注1：中山間地域等直接支払交付金における10ha未満の集落協定のうち体制強化（ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画）に既に取り組んだ協定の割合
注2：2025年度の値は、2026年5月末時点の値を暫定値として記載

(4) 地域の共同活動の促進、(5) 中山間地域等の振興

現状分析 (施策の進捗状況・有効性)

共同活動を行う組織の体制強化

(多面的機能支払制度)

KPIである農地・水路等の保安全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合は、2025年度(暫定値)は6%。取組初年度として一定の進捗が見られたが、引き続き、都道府県単位を基本として実施する活動組織と外部人材のマッチングの仕組みを拡大しつつ、体制強化を推進する必要。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 小規模組織を中心に、高齢化・後継者不足等により活動の継続が困難となるおそれがあることから、これまでも活動組織の広域化等に取り組んできたところであるが、更なる対応に向け、2025年度より広域化を推進する支援策の充実を図ったところ。
- ・ また、2025年度から農村地域の要望や課題と企業等の情報を共有するプラットフォームを立ち上げるなどの外部団体・人材と活動組織とのマッチングの仕組みの構築を都道府県単位で推進(図4-3)。同マッチングにより、草刈りなどの地域の共同活動に企業などの外部団体・人材が加わること等により、広域化や人材確保等の体制強化の取組を行った組織が574組織となるなど(図4-4)、活動を継続できる体制の確保につながっている。

(中山間地域等直接支払制度)

KPIである中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に既に取り組んだ集落協定の割合は、2025年度は21%(図4-5)。主な施策の取組状況については以下のとおり。

- ・ 規模が小さくなるほど協定廃止の意向が高くなる傾向があることから、共同活動を通じた農業生産活動等が継続されるよう、2025年度から体制強化(ネットワーク化、統合、多様な組織等(企業、土地改良区等)の参画)を推進(図4-6)。体制強化の取組を行った小規模組織は2,510組織となったところ。
- ・ なお、体制強化に取り組む見込み(既に取り組済みも含む)の協定割合は55%であり、これらの協定は第6期対策期間内(2029年度まで)において、体制強化の取り組みが見込まれるところ。

図4-3 外部団体・人材と活動組織とのマッチングの仕組み(事例)



図4-6 1市1協定の広域化による体制強化(事例)

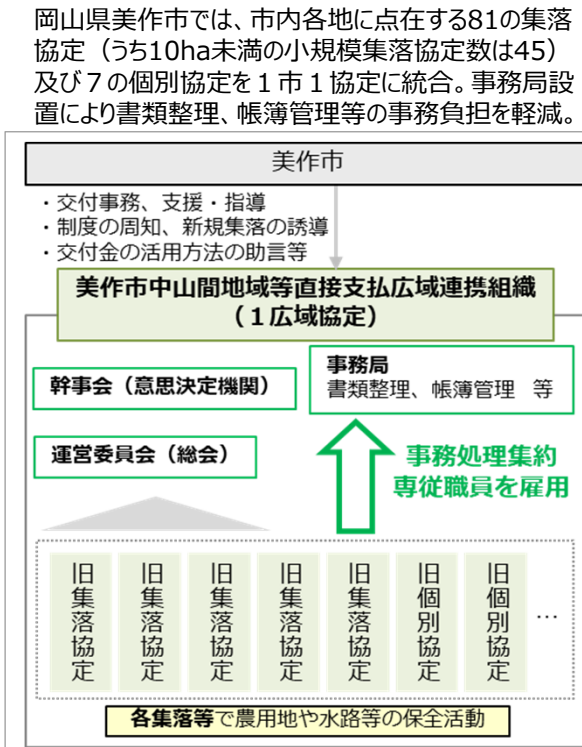


図4-4 農地・水路等の保安全管理の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織数(内訳)

- ① 広域化による体制強化 : 216組織
- ② 人材確保等による体制強化 : 386組織
- ③ ①と②の重複 : 28組織 ⇒ ①+②-③ = 574組織
- ※ 2025年度暫定値(2025年12月31日時点)

図4-5 中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合(内訳)

<分母> 10ha未満の集落協定数(2025年度) : 12,099 (暫定値)

<分子> 体制強化に既に取り組んだ協定数(2025年度) : 2,510 (暫定値)

<KPI> 2,510協定 / 12,099協定 = 21%

<参考> 10ha未満の集落協定のうち体制強化に既に取り組んだ・取り組む見込みの協定数(2025年度) : 6,683 (暫定値) (10ha未満の集落協定全体の55%)

(4) 地域の共同活動の促進、(5) 中山間地域等の振興

目標達成に向けて克服すべき課題

- 共同活動を行う組織の体制強化
 - ・ 農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動や事務作業を行う者が不足するなど**活動組織の継続に支障**が生じている状況。
 - ・ このため、**多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度**において、引き続き**支援策の活用促進**を図ることにより、**小規模組織を中心とした組織の体制強化を図っていく必要**。
 - ・ これに加え、食料・農業・農村基本計画において、令和9年度に向けた**水田政策の見直し**の中で、「中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。」とされている。



課題への対応方向

【組織の体制強化】

- 多面的機能支払制度
 - ・ 小規模な組織を始めとした活動組織の体制強化に向け、引き続き**広域化を推進**するとともに、多様な組織や非農業者等の**外部人材の確保**や**先進技術の活用**により**作業の省力化**を図る取組を推進。
- 中山間地域等直接支払制度
 - ・ 共同活動を通じた農業生産活動等が継続されるよう、小規模協定を始めとした協定の体制強化に向け、引き続き**集落協定のネットワーク化、統合、多様な組織等（企業、土地改良区等）の参画**の取組を推進。
- 両制度共通
 - ・ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る。

(6) 鳥獣被害対策

(6) 鳥獣被害対策

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

農村の振興

鳥獣被害対策

鳥獣被害の防止

野生鳥獣による農作物被害額の総産出額に対する割合

2023年度：0.28%(被害額：164 億円)
 2024年度：0.26%(被害額：188 億円)
 2030年度：0.24%(被害額：140 億円)

捕獲鳥獣のジビエ利用量

2023年度：2,729t
 2024年度：2,678t
 2030年度：4,000t

・効果的・効率的な捕獲対策、防護柵の設置と適切な維持管理、高度な人材育成

・ジビエ利用拡大に向けた知識・技術の向上と人材育成、処理加工施設等の整備、新たな需要の喚起

・鳥獣被害防止総合対策交付金
 【R7 (R6補含む)】【R8 (R7補含む)】

※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

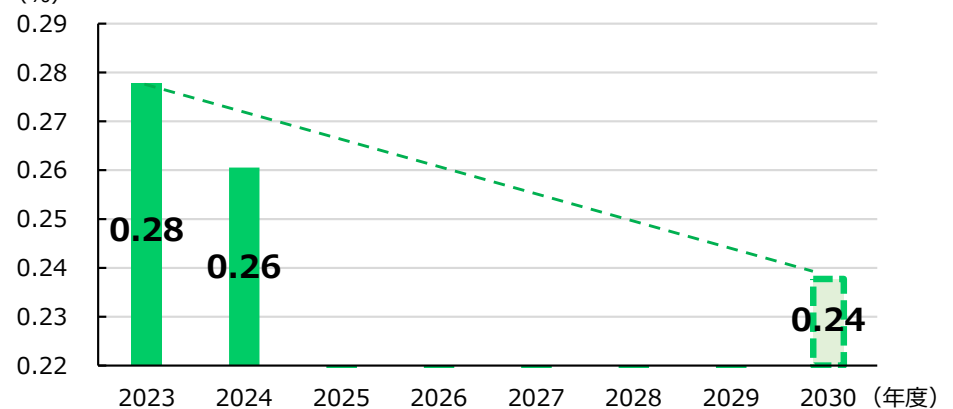
（目標：鳥獣被害の防止）

- 鳥獣被害防止のため、効果的・効率的な鳥獣被害防止対策及びジビエ利用拡大の取組を推進。鳥獣被害防止の確保に向けた対策は図られているものの、農作物の被害額が増加していることや、2025年度のクマ大量出没を踏まえ、関係省庁との連携を強化した上で、更に取組の推進を図るべき状況。KPIの進捗状況は以下のとおり。

（KPIの進捗状況）

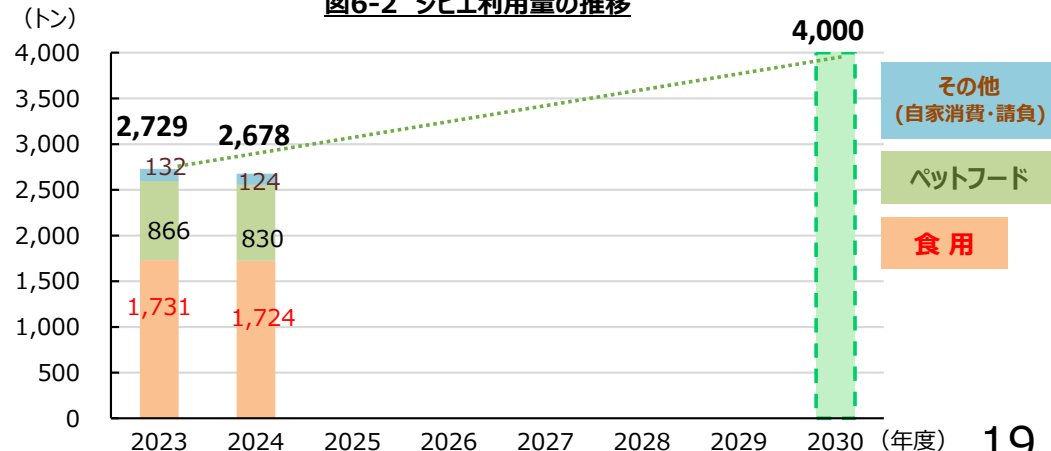
- 野生鳥獣による農作物被害額の総産出額に対する割合は、農作物被害額が対前年度115%に対して農業総産出額が対前年度122%となったため、**2024年度は0.02ポイント下がり0.26%**（図6-1）。2030年目標に向けて順調に推移しているものの、**農作物被害額は増加しており、野生鳥獣の出没数も増加傾向**であることから、被害の減少に向けて引き続き対策を講じるべき状況。
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に減少していたジビエ需要が回復し、2023年度に在庫が放出されたことの影響で2024年度は**前年度より微減し2,678トン**（図6-2）。2025年度は、ペットフードなど多用途利用の需要増により、2024年度より増加する見込みであるものの、2030年目標に向けては更なる活用の推進を図るべき状況。

図6-1 野生鳥獣による農作物被害額の総産出額に対する割合の推移



資料：農林水産省「全国の野生鳥獣による農作物被害状況調査」及び「生産農業所得統計」を基に作成

図6-2 ジビエ利用量の推移



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成

(6) 鳥獣被害対策

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

○ 効果的・効率的な捕獲対策や、防護柵の設置と適切な維持管理、高度な人材育成

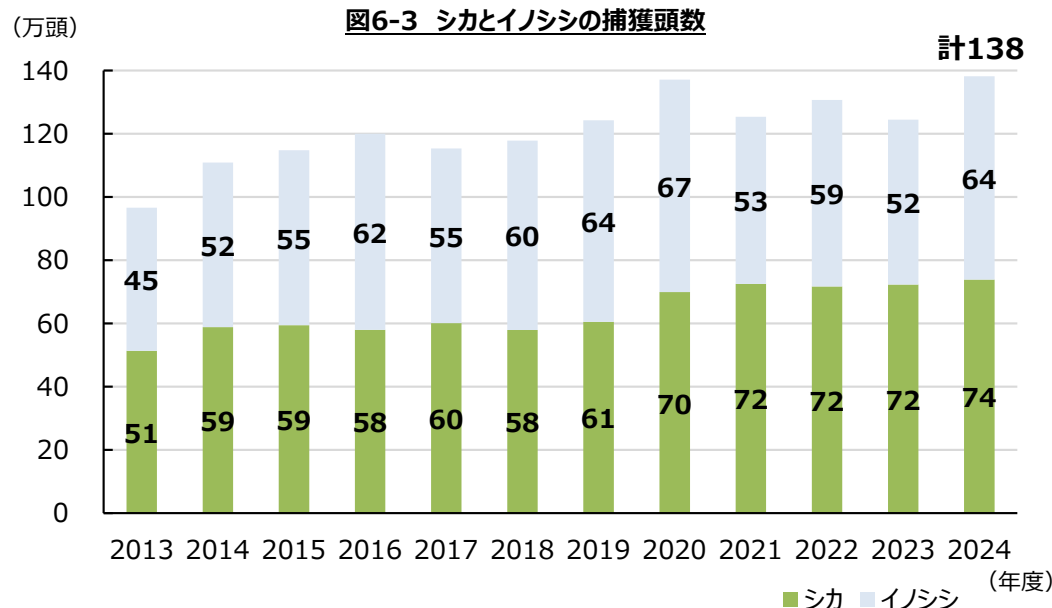
KPIである野生鳥獣による農作物被害額の総産出額に対する割合は、2024年度は前年度より減少。主な施策の取組状況は以下のとおり。

- 環境省をはじめ関係省庁との連携の下、シカ・イノシシの捕獲、侵入防止柵の設置、緩衝帯整備や放任果樹撤去等の生息環境管理など、3本柱の取組（とる・まもる・よせつけない）を支援。その結果、地方自治体の独自の取組も相まって、2024年度には138万頭のシカ・イノシシを捕獲（図6-3）。また、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、4,800kmの侵入防止柵を設置。
- 2025年度も引き続き、3本柱（とる・まもる・よせつけない）の取組に加え、自治体職員対象の研修会の開催、市町村へのスマート鳥獣害対策の普及などを行い、効果的な対策を地域で企画・実施できる高度な人材の育成、柵の遠隔監視等のスマート鳥獣害対策などを総合的に推進。なお、2025年度のクマの大量出没については、関係省庁と連携し「クマ被害対策パッケージ」を策定するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金においてクマの捕獲単価を8千円/頭から、平均で約2万円/頭へ増額するなど、捕獲を強化。

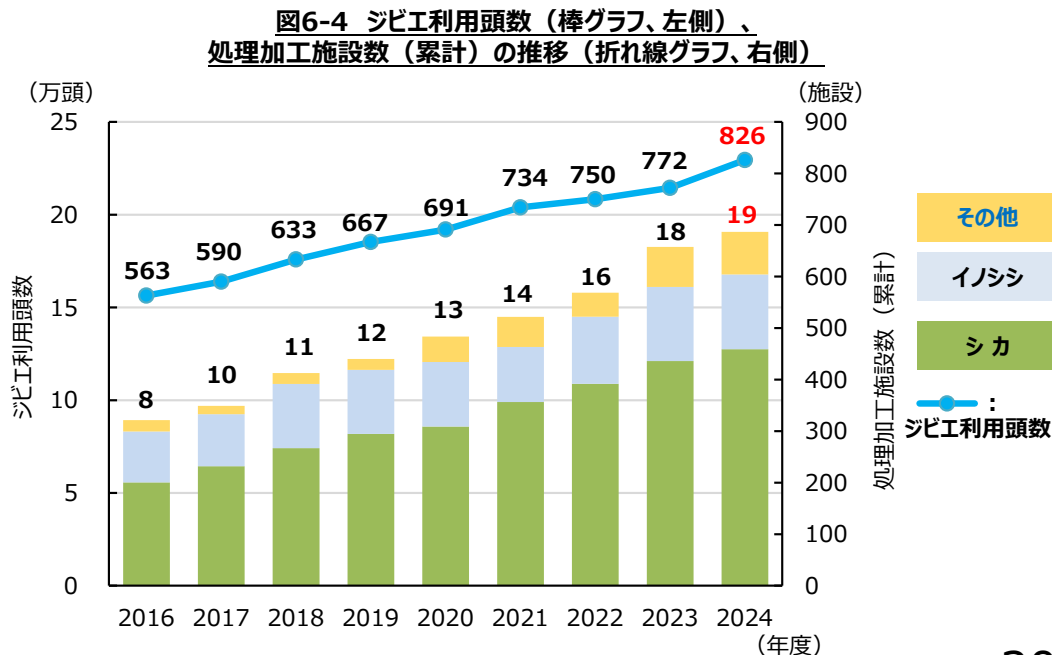
○ ズビエ利用拡大に向けた知識・技術の向上と人材育成、処理加工施設等の整備、新たな需要の喚起

KPIである捕獲鳥獣のズビエ利用量は、2023年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に減少していたズビエ需要が回復、在庫が放出されたこと等によりズビエ利用頭数（18万頭）以上の利用があったため、2024年度はその反動で前年度より微減。主な施策の取組状況は以下のとおり。

- ズビエ利用拡大には、捕獲個体は可能な限り処理加工施設に搬入し、ズビエとして流通させ、消費につなげることが重要であるため、衛生管理の知識を有するズビエハンターの育成、処理加工施設の整備などを支援。その結果、地方自治体の独自の取組も相まって、2024年度のズビエ利用頭数は19万頭と前年度より増加（図6-4）。また、処理加工施設整備を推進し、2024年度までに累計826施設を整備。
- 2025年度も引き続き、ズビエ処理加工施設の整備やズビエハンターの育成等による、ズビエ利用に適した捕獲個体の確保に取り組むとともに、全国ズビエフェア等による消費者への需要喚起等の取組を支援。また、ズビエを利用したペットフードの需要が増加していることから、捕獲鳥獣のズビエ利用量は、2025年度は前年度より増加する見込み。



資料：環境省「鳥獣関係統計」及び「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和6年度）」を基に農林水産省作成



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成

(6) 鳥獣被害対策

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 効果的・効率的な捕獲対策や、防護柵の設置と適切な維持管理、高度な人材育成

農作物被害額は年々増加しているため、**3本柱（とる・まもる・よせつけない）の取組の更なる強化により、被害額の減少を図っていく必要。**

具体的な課題は以下のとおり。

- ・ 捕獲（とる）については、農業被害に直結する農地回りでの捕獲のための、ICT等のスマート鳥獣害対策の導入は進みつつあるものの、捕獲場所等のデータの蓄積や普及が未だ不十分な状況。
- ・ 侵入防止対策（まもる）については、防止柵未整備地域での被害が拡大しているなか、柵の老朽化による機能不全など、効果的な整備・維持管理がなされていない例が存在。
- ・ 生息環境管理（よせつけない）については、緩衝帯の整備には相当な労力を要するため、今後の継続的実施が困難になるおそれ。

などが挙げられ、今後の人口減少・高齢化により更なる深刻化も懸念される。

○ ジビエ利用拡大に向けた知識・技術の向上と人材育成、処理加工施設等の整備、新たな需要の喚起

ジビエ利用率（ジビエ処理加工施設での利用頭数／捕獲頭数）が1割程度と低く、その向上を図るためには、搬入から加工・消費までの各段階での課題の解決が必要。

具体的な課題は以下のとおり。

- ・ 搬入面では、特に東北地域で処理加工施設等が不足しているほか、ジビエ利用に適した個体搬入ができるジビエハンターが不足している状況。
- ・ 解体・加工面では、解体技術や衛生管理の知識が不足しているほか、廃棄物処分費用の増加。
- ・ 流通・消費面では、ペットフードへのジビエ利用についても、衛生面を確保しつつその利用の拡大を図っていく必要があるが、衛生管理の知識が不足している事業者が存在。また食肉利用については、既存の飲食店での取扱拡大が限界。

課題への対応方向

○ 効果的・効率的な捕獲対策や、防護柵の設置と適切な維持管理、高度な人材育成

- ・ 捕獲（とる）については、他省庁の取組と連携して、鳥獣の侵入経路や捕獲場所等のデータを蓄積し、それらデータを関係者で共有するとともに、**被害低減に直結する農地周辺で柵を超えて侵入する加害個体の捕獲を徹底**することにより農地の防衛を強化。
- ・ 侵入防止対策（まもる）については、未整備地域への柵の整備を継続しつつ、老朽化により再整備が必要な地域では広域柵への誘導により効率的な整備を推進するとともに、地域全体での点検活動の徹底、**柵の遠隔監視等スマート化を推進。**
- ・ 生息環境管理（よせつけない）については、人里との境の藪などを刈り払うことで緩衝帯を設けることに加え、収穫残さの撤去や放任果樹の伐採を行うなど、獣種の生態に合わせた対策を実施し、**人と獣のすみ分けを推進。**

○ ジビエ利用拡大に向けた知識・技術の向上と人材育成、処理加工施設等の整備、新たな需要の喚起

- ・ 搬入面では、**ジビエ処理加工施設の整備**、衛生管理の知識を有する**ジビエハンターの育成**等を引き続き推進。
- ・ 解体・加工面では、解体技術や衛生管理知識の習得支援による**人材育成**のほか、ペットフード利用や減容化処理等による**廃棄負担軽減の取組**など引き続き推進。
- ・ 流通・消費面では、**ペットフード向けにジビエを取り扱う際の注意点等について事業者への普及啓発**を引き続き推進。全国ジビエプロモーションの実施など**新たな需要喚起**を実施。